

研究タイトル: **刑法における因果関係の理論**


氏名:	濱本千恵子 / HAMAMOTO Chieko	E-mail:	hamamoto@ube-k.ac.jp
職名:	講師	学位:	修士(法学)
所属学会・協会:	日本刑法学会、中四国法政学会		
キーワード:	因果関係		

 技術相談
 提供可能技術:

- ・
- ・
- ・

研究内容:

刑法とは、犯罪と刑罰について定める法である。一定の犯罪行為が行われた場合に、刑事裁判で有罪判決が下されれば、刑罰が発動する。では、いかなる場合に犯罪が成立したと認められるのであろうか。このような犯罪成立の要件について、日本の刑法学上は「構成要件該当性」、「違法性」、「有責性」の 3 つの段階があると説明されている。そして因果関係、すなわち行為と結果との間に要求される「原因と結果」の関係は、上記 3 要件のうち、構成要件の段階に位置づけられる。とりわけ、たとえば殺人罪や傷害罪のように、犯罪の成立に「結果の発生」が必要とされるいわゆる結果犯において、因果関係の存在は極めて重要な要件となる。

刑法における因果関係の理論は、現実には発生した結果、すなわち法益侵害の原因を追究するものであるが、この「原因」をいかに把握すべきかについては意見の対立がある。かつて、因果関係は「あれ(行為)なければこれ(結果)なし」という構造に尽きると考えられた。しかしこのような判断方法によつてのみ原因を把握するとすれば、現実には発生した結果の形態に些細な変更を加えたにすぎない場合や、行為と結果との間に想定外の事情が関与した場合、たとえば犯罪の被害者が自ら被害を拡大させるような行動をとることによって結果が発生した場合であっても、結果と行為との因果関係は肯定される。そうであれば、原因として認められる行為の範囲が著しく増大する可能性がある。そこで、因果関係の判断に際して、「あれなければこれなし」という判断構造に加え、「その行為からその結果が発生することが一般的であり、相当である」場合にのみ因果関係を認める相当因果関係説が主張された。相当因果関係説は我が国において通説的地位を占め、その「相当性」をいかなる場合に肯定すべきかについて盛んに議論されてきた。

しかし、近時の判例において、行為が結果を「誘発」と言えるか(最高裁平成 4 年 12 月 17 日決定)、あるいは行為それ自体の危険性が認められるか(最高裁昭和 63 年 5 月 11 日決定)、といった文言が使用されていることから、裁判所は、従来の相当性判断とは異なる基準によって因果関係を判断していると考えられるようになった。これらの判例における判断はいまだ一貫して示されているとは言い難く、各事案ごと、裁判所ごとに様々な文言によって因果関係の存在が説明されている状況である。それ故に学説上も、いわば新たな「相当性」について、基準としての明確性を示すことが求められているのである。

提供可能な設備・機器:

名称・型番(メーカー)	